

令和 7 年度
東かがわ市生活排水処理構想（案）

令和 7 年 11 月

東かがわ市都市整備課

目 次

1. 生活排水処理構想の概要	1
1.1 生活排水処理施設とは	1
1.2 生活排水処理構想について	2
1.3 生活排水処理構想の見直しの必要性	2
2. 東かがわ市生活排水処理構想の現状と課題	4
2.1 生活排水処理施設の整備状況	4
2.2 生活排水処理施設整備における課題	4
3. 東かがわ市生活排水処理構想の策定	6
3.1 基本方針	6
3.2 検討内容	6
3.3 生活排水処理施設整備計画	8

1. 生活排水処理構想の概要

1.1 生活排水処理施設とは

生活排水処理施設は、一般家庭や工場および事業所から排出される、し尿や生活雑排水、工場排水などの汚水を処理して、環境に適した水質に改善するための施設です。

生活排水処理施設には、管路によって区域全体の家庭・学校・工場等の多種多様な汚水を収集して、処理場で一括処理する「集合処理」と、各家庭などの敷地に合併処理浄化槽を設置して、汚水を個別に処理する「個別処理」とに大別されます。

「集合処理」は、市街地や家屋がまとまった集落に対して効率的な整備が可能で、「個別処理」は、家屋が散在した集落において効率的な整備をすることができます。

以下に、図-1.生活排水処理施設の整備イメージ図および表-2.生活排水処理施設の種類を示します。



図-1. 生活排水処理施設の整備イメージ図
(出典：全国浄化槽推進市町村会議HP)

表-1. 生活排水処理施設の種類

種 別	主管省庁	事業区分
集合処理	国土交通省	公共下水道
		特定公共下水道
		特定環境保全公共下水道
		流域下水道
	農林水産省	農業集落排水施設
		漁業集落排水施設
		林業集落排水施設
		簡易排水施設
	総務省	小規模集合排水施設
	環境省	コミュニティ・プラント
個別処理	総務省	特定地域生活排水処理施設
		個別排水処理施設
	環境省	個人設置型合併処理浄化槽

1.2 生活排水処理構想について

生活排水処理構想は、河川、海域などの公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図ることを目的として、市街地、農村地域等を含めた市全域で効率的な生活排水処理施設の整備を推進するため、各種の生活排水処理施設の特性を踏まえ、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情や地域住民の意向を考慮して、効率的かつ適正な整備計画を示すものです。

1.3 生活排水処理構想の見直しの必要性

生活排水処理構想は、10年に一度の見直しを行い、新たに構想を策定することが、国から求められています。生活排水処理構想には、県が策定する全県域構想と、市町が策定する構想がありますが、香川県が主体となり、県と市町で役割を適切に分担しながら作業を進めています。

香川県は、生活排水処理施設の整備を効率的・計画的に行うため、平成27年度に「第4次香川県全県域生活排水処理構想（以下、第4次構想）」を策定し、生活排水処理施設の整備を促進してきました。この結果、香川県の令和5年度末現在の汚水処理人口普及率（以下、普及率）は「81.9%」に達しましたが、全国平均の「93.3%」に比べてもまだまだ十分な状況ではありません。

また、本市の普及率については「74.9%」となっており、今後ともより一層、効率的・効果的な生活排水処理施設の整備を推進していかなければなりません。

現在、香川県は、令和 6 年度から 2 ヶ年をかけて第 4 次構想の見直しを行い、令和 17 年度を目標年次とする「第 5 次香川県全県域生活排水処理構想（以下、第 5 次構想）」の策定作業を行っています。また、本市においても、第 5 次構想の策定スケジュールに基づき、「東かがわ市生活排水処理構想」の策定作業を行っているところです。

現在、第 4 次構想の整備を進める中で、生活排水処理施設の整備を取り巻く社会情勢や整備事業の方針および制度などに、次のような変化が生じています。

- ① 高齢化および少子化社会の進行に伴う人口の減少傾向、空き家の増加
- ② 社会資本整備に求められる、より効率的・効果的な事業の執行
- ③ 地方公共団体の財政の逼迫化
- ④ 生活排水処理施設の老朽化の進行および施設ストックの増大
- ⑤ 生活排水処理施設の新設から維持管理・改築更新への重点化
- ⑥ 耐震化および長寿命化による生活排水処理施設の持続性
- ⑦ 豊かな海を目指す事業の推進

今回、策定する第 5 次構想では、これらの実情を反映した新たな生活排水処理構想を策定し、生活排水処理施設の早期概成や持続的な整備・運営管理に取り組んでいく必要があります。

2. 東かがわ市生活排水処理構想の現状と課題

2.1 生活排水処理施設の整備状況

本市の生活排水処理施設は、農業集落排水施設 10 箇所、公共下水道 1 箇所（内特環公共下水道 1 箇所含む）および特環公共下水道 1 箇所であり、それ以外の区域は、合併処理浄化槽で整備を進めています。現在、公共下水道「大内処理区」では管路施設の整備を行っており、特環公共下水道「新川・小松原処理区」では処理施設の改築を行っています。

以下に、本市における生活排水処理施設の整備状況を示します。

表-2. 生活排水処理施設の整備状況

種 別	事 業	処理区域 現況(R5年度)	供用開始	経過年数 (R6.3.31)	整備状況
下水道	公共下水道	大内処理区	平成30年4月	6	整備中
		川東上地区(特環)	平成30年4月	6	整備完了
	特定環境保全公共下水道	新川・小松原処理区	平成14年6月	21	整備中
農業集落排水施設	農業集落排水施設	吉田地区	平成6年7月	29	整備完了
	農業集落排水施設	南野地区	平成9年5月	26	整備完了
	農業集落排水施設	黒羽地区	平成10年5月	25	整備完了
	農業集落排水施設	小海地区	平成13年3月	23	整備完了
	農業集落排水施設	与田山地区	平成11年4月	25	整備完了
	農業集落排水施設	白鳥地区	平成21年4月	15	整備完了
	農業集落排水施設	西山地区	平成15年6月	20	整備完了
	農業集落排水施設	三殿地区	平成12年4月	24	整備完了
	農業集落排水施設	中山地区	平成10年4月	26	整備完了
	農業集落排水施設	水主下地区	平成17年4月	19	整備完了
浄化槽	合併処理浄化槽	浄化槽整備区域	-	-	整備中

2.2 生活排水処理施設整備における課題

(1) 高齢化および少子化社会の進行に伴う人口の減少

将来的に本市は、高齢化および少子化社会の進行に伴う人口の減少、空き家の増加が顕著であり、さらに、これらに起因する財政の逼迫が予測されています。将来人口の推計は、香川県が将来人口の推定の際に基礎とした「社会保障・人口問題研究所（社人研）将来の市町村別人口」の東かがわ市の人口に基づいて行いました。なお、2020年は国勢調査による実績値です。本市の将来人口の推計値および推計グラフを以下に示します。

表-3. 東かがわ市の将来人口の推計値

項 目	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年
	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年	令和 32 年
男女総数計(人)	28,279	25,293	22,601	20,043	17,667	15,488	13,546
男総数(人)	13,358	11,987	10,702	9,484	8,371	7,369	6,479
女総数(人)	14,921	13,306	11,899	10,559	9,296	8,119	7,067
総人口指数	100.0	89.4	79.9	70.9	62.5	54.8	47.9

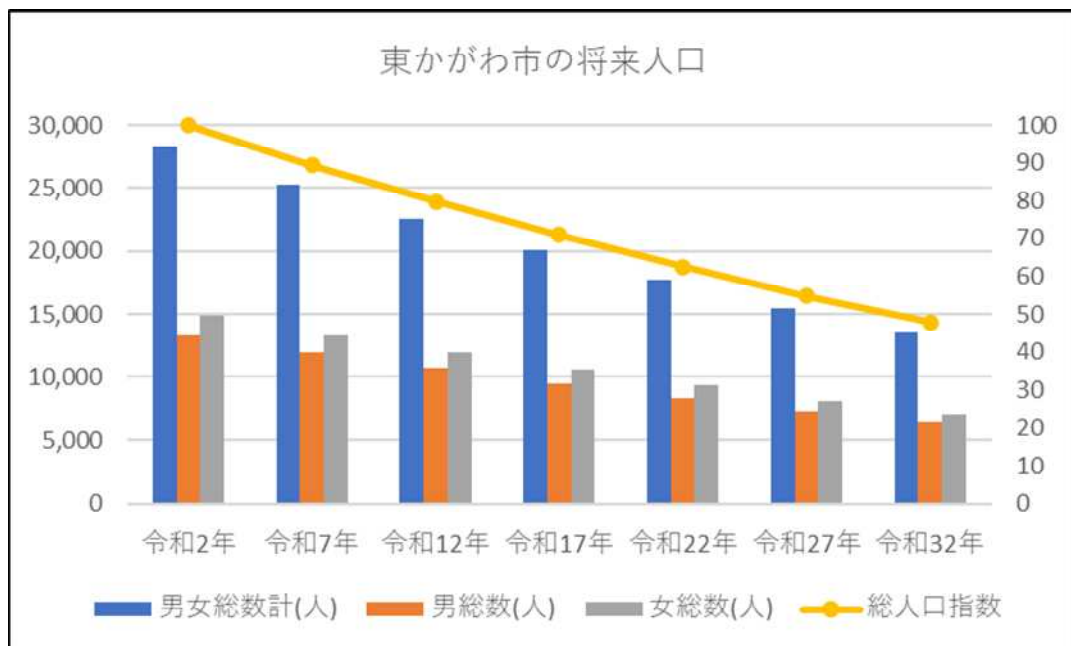


図-2. 東かがわ市の将来人口の推計グラフ

上記の推計結果より、令和2年度を「100.0」とした場合の生活排水処理構想の目標年次（令和17年度）における総人口指数は「70.9」で、およそ3割の人口減少となっており、また、長期計画年次（令和27年度）における総人口指数は「54.8」で、5割近い人口減少となっています。

(2) 生活排水処理施設の老朽化の進行および施設ストックの増大

「表2. 生活排水処理施設の整備状況」より、本市の農業集落排水施設の供用開始年度は早く、既に25年以上を経過している施設も多くあり、老朽化の進行および施設ストックが増大しています。今後は、維持管理および改築更新へ重点を置かなければなりません。

3. 東かがわ市生活排水処理構想の策定

3.1 基本方針

将来的に高齢化および少子化社会の進行に伴う人口の減少、空き家の増加、さらには、これらに起因する財政の逼迫が懸念されます。また、農業集落排水施設や特環公共下水道の処理施設の多くの機器が耐用年数に近づいているため、今後、大規模な機器更新等が必要となり多大な費用が見込まれることから、処理施設の統廃合等の検討を行い更新費用の縮減を行います。

また、公共下水道や農業集落排水施設以外の合併処理浄化槽で整備する浄化槽整備区域については、単独浄化槽および汲み取りから合併処理浄化槽への転換を推進し、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

3.2 検討内容

上記の基本方針に基づき、今後、農業集落排水施設の老朽化に伴う大規模な機器更新等が見込まれることから、更新費用の縮減を目的とした処理施設の統廃合の検討を行いました。

農業集落排水施設の処理施設の統廃合検討を以下の①～③の3つの区域について行いました。検討を行う農業集落排水施設の統廃合計画案図を次に示します。

①黒羽地区・吉田地区・南野地区 ⇒ 黒羽地区へ再編・集約

②西山地区・与田山地区 ⇒ 西山地区へ再編・集約

③三殿地区・中山地区 ⇒ 三殿地区へ再編・集約

農業集落排水施設の統廃合の検討手法は、各地区を接続した場合と接続しない場合のそれぞれの建設費と維持管理費を算出し、経済比較を行い統廃合の可否を検討しました。

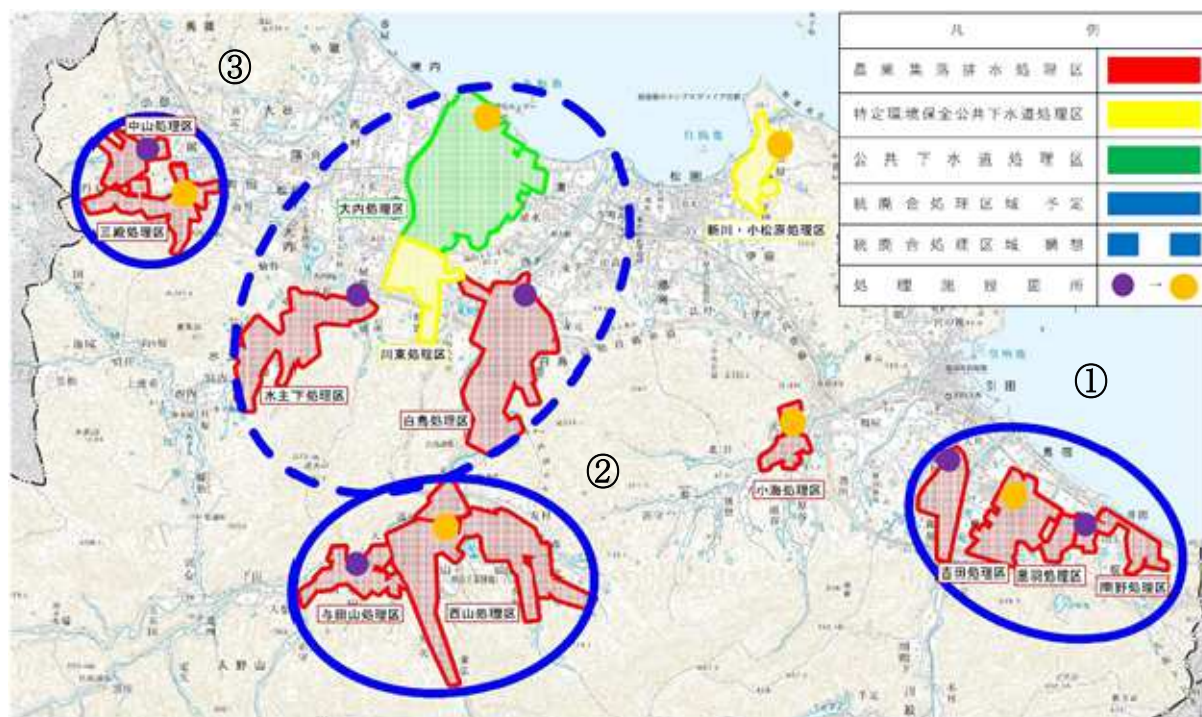


図-3. 農業集落排水施設の統廃合計画案図

比較検討の結果、①～③のそれぞれの3つの区域共、統廃合しない場合に比べて、統廃合した方が経済的に有利となったため、統廃合計画を進めることとします。

3.3 生活排水処理施設整備計画

基本方針や検討結果を踏まえて計画した、本市の生活排水処理施設整備計画を以下に示します。

- ①公共下水道：令和12年度までに管路施設および処理施設の整備を完了
- ②農業集落排水施設：令和12年度までに3つの区域の処理施設の統廃合を完了
- ③合併浄化槽：単独浄化槽や汲み取りからの転換を積極的に推進

表-4. 生活排水処理施設整備計画

種 別	事 業	処理区域 現況(R5年度)	処理区域 目標年次(R17年度)	整備計画
下水道	公共下水道	大内処理区	大内処理区	令和12年度までに 整備完了
		川東上地区(特環)	川東上地区(特環)	整備済
	特定環境保全公共下水道	新川・小松原処理区	新川・小松原処理区	令和9年度までに 整備完了
農業集落 排水施設	農業集落排水施設	吉田地区	黒羽地区へ統合	令和12年度までに 統廃合完了
	農業集落排水施設	南野地区	黒羽地区へ統合	令和12年度までに 統合完了
	農業集落排水施設	黒羽地区	黒羽地区 (吉田地区、南野地区)	令和12年度までに 統廃合完了
	農業集落排水施設	小海地区	小海地区	整備済
	農業集落排水施設	与田山地区	西山地区へ統合	令和11年度までに 統廃合完了
	農業集落排水施設	白鳥地区	白鳥地区	整備済
	農業集落排水施設	西山地区	西山地区 (与田山地区)	令和11年度までに 統廃合完了
	農業集落排水施設	三殿地区	三殿地区 (中山地区)	令和12年度までに 統廃合完了
	農業集落排水施設	中山地区	三殿地区へ統合	令和12年度までに 統廃合完了
	農業集落排水施設	水主下地区	水主下地区	整備済
浄化槽	合併処理浄化槽	浄化槽整備区域	浄化槽整備区域	単独浄化槽や汲み取りか らの転換を積極的に推進